খくり定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、徳島県告示第六百六十九号 土地改

令和三年十月二十六日

徳島県知事	飯	泉	嘉	門
土地改良区の事務所の所在地及び名称	認	可年	月日	П
名西郡石井町	令和三年	令和三年七月十五日	日	
麻名用水土地改良区				
阿波市土成町	同			
土成西部土地改良区				
阿波市土成町	同			
御所東部土地改良区				
小松島市赤石町	同	九月一日		
立江川土地改良区				
阿波市吉野町	同	三十日	日	
一条土地改良区				